

釧路湿原国立公園の公園区域及び公園計画の変更[第2次点検] に関する意見の募集（パブリック・コメント）について

■背景

釧路湿原国立公園は、我が国最大の湿原である釧路湿原を中核とし、湿原全体に広がるヨシ原と散在するハンノキ林、蛇行する河川等が構成する広大な水平的景観が特徴的であり、これらが平野部において原生性を有する自然状態のまま、我が国最大規模のまとまりを持って存在する点において、我が国を代表するに足る傑出した自然の風景地となっています。

釧路湿原は、高層、中間、および低層湿原それぞれに特徴的な植生がみられるほか、タンチョウやキタサンショウウオ等の貴重な野生生物の生息地となっていることから生物多様性の保全上も極めて重要な湿原です。湿原の主要部は、ラムサール条約の登録湿地でもあり、国際的にも重要な湿原と位置付けられています。

湿原面積の減少やハンノキ林の増加等の問題に対応するため、湿原環境の再生や河川の蛇行復元等の自然再生事業が実施されています。また、原生性の高い広大な湿原を生かした散策路や展望台等の利用に加えて、近年はカヌーやホーストレッキング等のアクティビティが行われており、利用形態に変化がみられます。

本国立公園は、昭和62年7月31日に指定され、平成23年9月30日に第1次点検、平成28年4月1日に公園計画の一部変更を実施し、現在に至ります。

また、令和4年4月には改正自然公園法が全面施行され、公園計画等の見直しについては、公園計画の基本方針にビジョンと管理運営方針を記載するとともに、必要に応じて自然体験活動計画を定めることとされました。

今回は、第1次点検から10年以上が経過していることから、本国立公園を取り巻く自然的・社会的条件等の変化を踏まえ、釧路湿原の適切な保全及び利用を図るため、公園区域及び公園計画の変更（第2次点検）を行うものです。

釧路湿原国立公園

※今回の主な変更

（公園区域及び保護規制計画）

- 釧路市の拡張及び地種区分の変更、乗入れ規制区域の指定
- 釧路郡釧路町の拡張及び削除、地種区分の変更、乗入れ規制区域の削除
- 阿寒郡鶴居村の拡張及び乗入れ規制区域の指定
- 川上郡標茶町の地種区分の変更、乗入れ規制区域の指定及び削除

（事業計画）

<保護施設計画>

- ・自然再生施設の追加 1

<単独施設>

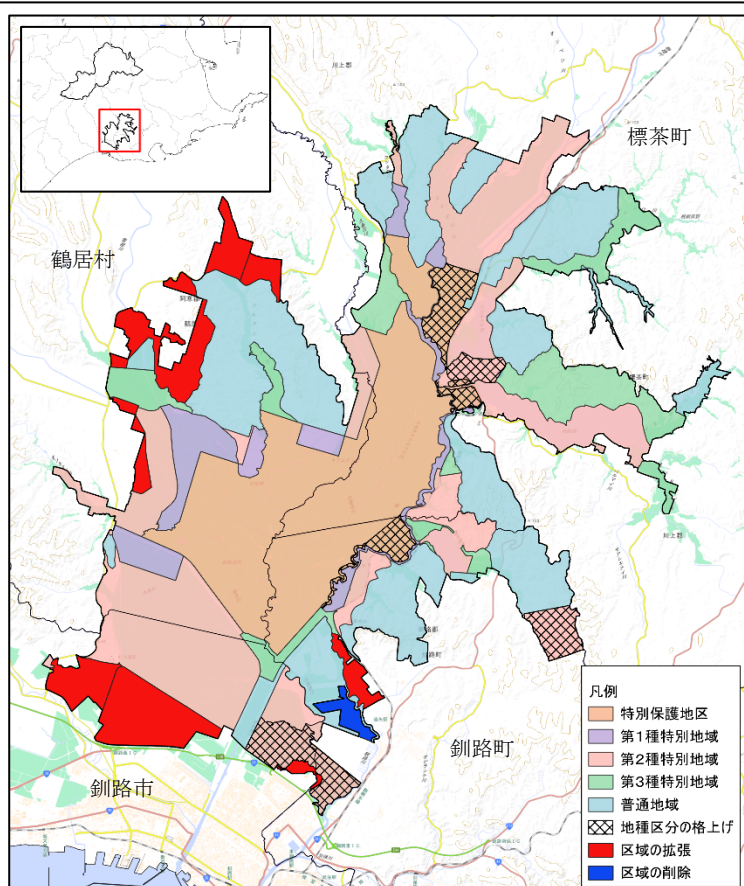
- ・乗馬施設の追加 1 宿舎の追加 1
- ・舟遊場の追加 1

<道路>

- ・車道の追加 1、変更 2、削除 1
- ・自転車道の追加 1
- ・歩道の追加 1、変更 1
- ・運輸施設の追加 1

<自然体験活動計画>

- ・追加（公園全域）



■変更案のポイント・詳細

①基本方針

公園のビジョン及び管理運営方針を定め、保護・利用に関する事項を記述します。

②公園区域

拡張：釧路市の一部	1,259ha
釧路郡釧路町の一部	172ha
阿寒郡鶴居村の一部	1,167ha
削除：釧路郡釧路町の一部	154ha
・公園区域線の明瞭化	

③乗入れ規制区域及び期間

拡張：釧路市の一部
川上郡標茶町の一部
阿寒郡鶴居村の一部
削除：釧路郡釧路町の一部
川上郡標茶町の一部

④保護規制計画

特別保護地区	： 732ha
第1種特別地域	： - 741ha
第2種特別地域	： 1,624ha
第3種特別地域	： 616ha

⑤保護施設計画

追加：自然再生施設（下幌呂）

⑥単独施設

追加：乗馬施設（中雪裡）
 宿舎（中雪裡）
 舟遊場（茅沼）

⑦道路（車道）

追加：音羽橋村営鶴居牧野線
削除：キラコタン岬線
変更：宮島キラコタン連絡線
 北斗遠矢線

⑧道路（自転車道）

追加：釧路湿原南部線

⑨道路（歩道）

追加：北海道東トレイル線

変更：北海道自然歩道線

⑩運輸施設

追加：釧網線

⑪自然体験活動計画

本地域の風致景観、自然環境、利用状況等の特性を踏まえ、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めます。各地で行われるアクティビティや体験型コンテンツの他、地域の自然的価値を損なうことなく活用し、保護と利用の好循環を促進するための計画を定めます。

【参考】釧路湿原国立公園の面積【単位：ha】

	特別保護 地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域 （陸域）	合計 （陸域）
変更前	6,456	2,342	7,619	3,173	9,064	28,654
変更後	7,188	1,602	9,243	3,789	9,277	31,098
変更面積	+732	-741	+1,624	+616	+213	+2,444

【意見募集要領】

1. 問合せ先

ア 環境省自然環境局国立公園課

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 26 階／電話：03-5521-8279

イ 環境省釧路自然環境事務所国立公園課

北海道釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎 4 階 ／電話：0154-32-7500

2. 意見募集対象

釧路湿原国立公園の公園区域及び公園計画の変更案

資料「釧路湿原国立公園 公園区域及び公園計画変更書[第 2 次点検]（環境省原案）」

3. 資料入手方法

変更案は、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄に掲載するとともに、【1. 問合せ先】で閲覧することができます（※）。

※入館登録が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

4. 意見募集期間

令和 8 年 10 月 23 日（金）から同年 11 月 21 日（土）までの 30 日間

5. 意見提出先・提出方法

- ・下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を御提出ください。
- ・下記以外の方法（電話等）による御意見の御提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の「意見募集案件」の一覧から「釧路湿原国立公園の公園区域及び公園計画の変更[第 2 次点検]に関する意見の募集（パブリック・コメント）」について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より御提出ください。

＜電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合の記入項目＞

- 〔1〕氏名（法人・団体の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名）
- 〔2〕連絡先（郵便番号、住所、連絡先電話番号、電子メールアドレス）
- 〔3〕御意見の概要

御意見が 100 字を超える場合は、御意見の概要（100 字以内）も併せて「提出意見」欄に御記入ください。

- 〔4〕御意見及び理由

「釧路湿原国立公園の公園区域及び公園計画の変更案」に対する御意見及びその理由を「提出意見」欄に御記入ください。

（2）郵送の場合

御意見等を御記入の上、以下の宛先まで送付ください。なお、郵送の場合には封筒に赤字で「釧路湿原国立公園 公園区域及び公園計画の変更への意見」と記載してください。

＜提出先＞

- ・ 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 26 階
環境省自然環境局国立公園課 宛て

※御意見の提出に当たっての記入項目は、(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを利用する場合の「＜電子政府の総合窓口 (e-Gov) を利用する場合の記入項目＞」を参照してください。

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス : shizen-kouen@env. go. jp

※件名に必ず、「釧路湿原国立公園 公園区域及び公園計画の変更への意見」と記載してください。

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください。添付ファイルに意見を記載して提出することは、御遠慮ください。

※御意見の提出に当たっての記入項目は、(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを利用する場合の「＜電子政府の総合窓口 (e-Gov) を利用する場合の記入項目＞」を参照してください。

(注意事項)

- ・ 1つの意見フォームにつき1つの御意見を記載してください。
- ・ 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。なお、氏名、住所、電話番号等個人情報については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。
- ・ 皆様から御提出いただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

6. 留意事項

以下に該当する場合など、いただいた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 御意見の内容が、「釧路湿原国立公園の公園区域及び公園計画の変更案」と無関係な場合
- ・ 御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
- ・ 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- ・ 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- ・ 記載された情報が虚偽であると判明した場合

7. 提出された御意見の取扱い

提出された御意見については、その概要とそれに対する考えを取りまとめて公表します。

8. 今後の主なスケジュール (予定)

令和8年12月頃 提出された意見の取りまとめ、公表

令和9年2月頃 中央環境審議会に変更案を諮問・答申

令和9年3月頃 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

以上